

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月24日
【会社名】	株式会社グルメ杵屋
【英訳名】	GOURMET KINEYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椋本 充士
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号
【電話番号】	06(6683)1222(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 加藤 誠久
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号
【電話番号】	06(6683)1222(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 加藤 誠久
【縦覧に供する場所】	株式会社グルメ杵屋東京本部 (東京都港区浜松町二丁目13番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月19日に開催された当社第53期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会開催年月日

2019年6月19日

(2) 議決権状況

議決権を有する株主数 9,518人

総議決権個数 225,651個

(3) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額270,890,820円

効力発生日

2019年6月20日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条の目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1~13 (条文省略)	1~13 (現行どおり)
(新設)	<u>14 生命保険代理業および損害保険代理業</u>
	<u>15 労働者派遣事業</u>
<u>14 (条文省略)</u>	<u>16 (現行どおり)</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役に椋本充士氏、佐伯崇司氏、寺岡成晃氏、西村毅氏、藤田良宏氏、長野彰夫氏、田中綾氏、小島幸保氏、澤井恵氏の9名を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役に村上剛志氏、高木勇三氏の2名を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役に井坂匡伸氏、稲田正毅氏の2名を選任するものであります。

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成の割合	決議の結果
第1号議案	155,803個	434個	0個	(注)1	93.07%	可決
第2号議案	155,719個	518個	0個	(注)2	93.02%	可決
第3号議案						
棕本 充士	151,045個	5,192個	0個	(注)3	90.22%	可決
佐伯 崇司	149,505個	6,732個	0個		89.30%	可決
寺岡 成晃	152,358個	3,879個	0個		91.01%	可決
西村 毅	149,718個	6,519個	0個		89.43%	可決
藤田 良宏	149,698個	6,539個	0個		89.42%	可決
長野 彰夫	155,480個	757個	0個		92.87%	可決
田中 綾	139,208個	17,029個	0個		83.15%	可決
小島 幸保	155,550個	687個	0個		92.92%	可決
澤井 恵	155,489個	748個	0個		92.88%	可決
第4号議案						
村上 剛志	152,538個	3,699個	0個	(注)3	91.12%	可決
高木 勇三	155,057個	1,180個	0個		92.62%	可決
第5号議案						
井坂 匡伸	155,229個	1,008個	0個	(注)3	92.72%	可決
稲田 正毅	143,154個	13,083個	0個		85.51%	可決

(注)1. 出席株主の議決権の過半数の賛成

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案から第5号議案までのすべての議案は、株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上